

(L4) 継続教育制度に関する規程

平成20年3月19日	制 定
平成21年4月22日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成29年3月17日	〃

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、技術推進機構（以下「機構」という。）が行う継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度（以下「本制度」という。）の実施に必要な事項を定める。

(本制度の目的)

第2条 本制度は、土木技術者が倫理観と専門的能力をもって社会に貢献していけるよう、土木技術者としての能力の維持・向上を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 本制度の対象者は、個人の土木学会会員（正会員、学生会員）（以下、「会員」という。）とする。

2 本制度の目的を理解し、別途定める登録料などを納入して登録を申請した非会員は、「CPD登録メンバー」として本制度の対象者となることができる。

第2章 継続教育実施委員会等

(委員会)

第4条 本制度に関する重要事項の審議、制度の適正かつ公正な実施、ならびに事業の円滑な運営と推進のために、継続教育実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事項、運営については継続教育実施委員会規則においてこれを定める。

第3章 継続教育の内容

(対象分野)

第6条 本制度における継続教育の対象分野は次の四分野とする。

- (1) 基礎共通分野
- (2) 専門技術分野
- (3) 周辺技術分野
- (4) 総合管理分野

2 各分野の内容の詳細は委員会が定めるところによる。

(教育形態)

第7条 本制度で対象とする継続教育の教育形態は次の四形態とする。

- (1) 参加学習型
- (2) 情報提供型
- (3) 実務学習型
- (4) 自己学習型

2 各教育形態の内容の詳細は委員会が定めるところによる。

3 各教育形態のCPD単位は委員会が定めるところによる。

(土木学会認定CPDプログラム)

第8条 土木学会（支部を含む）が主催する講習会、研修会、講演会、シンポジウムなどの行事については、委員会が定める基準により不相当と判断される場合を除き、本制度における土木学会認定CPD認定プログラムとする。

2 建設系CPD 協議会の構成学協会が主催または認定するプログラムについては本条第1項を準用する。

3 その他の学協会、団体、機関等（以下「外部主催者」という。）が主催する参加学習型のプログラムについては、外部主催者から別途定める方法によりプログラム認定の申請があった場合に、機構が、委員会が定めるところにもとづき申請内容を審査し、認定の可否を決定する。

第4章 継続教育記録の管理

(CPD システム)

第9条 土木学会は、継続教育記録（以下「記録」という。）の登録、管理を円滑に実施するため、「CPD システム」を適切に運営・管理する。

(記録の登録)

第10条 会員またはCPD 登録メンバーは、個々人の責任において記録を登録、管理するものとし、個々人の記録の登録、管理にあたって「CPD システム」を利用することができる。

(登録証明書)

第11条 機構は、会員またはCPD 登録メンバーの申請に基づき、CPD システムに登録された記録について、委員会が定める基準により、継続教育記録登録証明書を発行する。

(費用)

第12条 第8条の規程によりプログラムの認定を受けたもの、あるいは第11条の規定により継続教育記録登録証明書の発行を申請するものは、別途定める費用を納付しなければならない。

(事務局)

第13条 本制度の担当部署は技術推進機構とする。

(規則)

第14条 この規程の施行にあたり必要な規則は、委員会が定める。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項および疑義が生じた場合は、委員会で対応を決定し、技術推進機構運営会議に結果を報告する。

(規程の変更)

第16条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成20年3月19日 理事会議決）	この規程は、平成20年3月19日から施行する。
附則（平成21年4月22日 理事会議決）	この変更規程は、平成21年4月22日から施行する。
附則（平成23年11月18日 理事会議決）	この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。
附則（平成29年3月17日 理事会議決）	この変更規程は、平成29年3月17日から施行する。